

市第19号議案 公共下水道の管理かしによる事故についての 損害賠償額の決定

令和元年10月12日中区長者町において、公共下水道本管の詰まりにより被害者のマンション1階で排水が逆流し、これに伴う浸水により、被害者の機械式駐車場の一部を汚損した管理かし事故について、損害賠償額を決定します。

1 事故の概要

発生日時 令和元年10月12日（土）午後4時00分頃

発生場所 中区長者町6丁目88番地の1

被害状況 マンション1階で、排水が逆流し、機械式駐車場の一部を汚損

2 事故詳細

当該マンションの排水先の下水道本管（汚水本管φ400mm）に大量の油が詰まったことにより、当該マンションの1階の排水が逆流し浸水。

マンション1階の浸水に伴い、当該階にある機械式駐車場の地下部分が浸水したことにより、当該機械式駐車場が汚損。

3 賠償する理由

中区全域において汚水溢水等を未然に防ぐために、計画的な下水道本管の清掃作業を行ってきたが、想定をこえる大量の脂が詰まったことにより排水が逆流し事故が発生。このことが公共下水道の管理かしによる事故と判断したため。

4 損害賠償額

4,966,160円

<内訳>

種 別	金 額
駐 車 場 復 旧 工 事 費	4,951,760 円
諸 経 費	14,400 円
計	4,966,160 円

なお、損害賠償金は本市加入の保険会社から、マンション管理組合に支払われます。

5 事故後の対応

下水道管内の清掃を行い脂の詰まりを解消しました。引き続き、公共下水道の適切な維持管理に努めてまいります。